

岐阜市行政第154号の2

平成21年12月2日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榑原 秀



公文書公開請求に対する公開処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成21年4月7日付け岐阜市保地第440号で諮問のあった岐阜市長が行った公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が異議申立書及び決定に不服がある場合の手続を記した文書の公開請求に対して公開とした処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 経緯

1 異議申立人は、平成20年6月13日に次に掲げるものを文書の名称として公開請求を行った。

- ① 平成18年岐阜刑務所で発生したノロウイルスに関し岐阜市保健所が作成された文書の一覧表
- ② 岐阜市情報公開条例等に対する不服申立等の実施方法が記された文書
- ③ 平成19年岐阜市保地第39号保健所長回答書
- ④ 平成19年10月17日付岐阜市保地第418号保健所長回答書
- ⑤ 岐阜市保健所長が平成18年11月に発生した岐阜刑務所でのノロウイルスに対し食中毒の可能性を疑い食品衛生法第58条②及び50人以上の発生である事から岐阜市長に報告をした文書
- ⑥ 平成18年11月岐阜刑務所で発生したノロウイルスに関し食品衛生法第58条②の調査を岐阜市保健所が行い食品衛生法施行令第37条に従い岐阜市保健所が逐次岐阜市長に対し報告した文書
- ⑦ 右報告を受け岐阜市長が厚生労働大臣へ逐次報告をした文書
- ⑧ 平成18年11月岐阜刑務所で発生したノロウイルスに関し岐阜市保健所が調査をし、食品衛生法施行令第37条3の規定に従い厚生労働省で定めるところにより報告書を作成し岐阜市長に提出をした文書
- ⑨ 右報告を岐阜市保健所より受け岐阜市長が食品衛生法施行規則第76条1項に従い厚生労働大臣へ提出した食中毒事件調査結果報告書
- ⑩ 食品衛生法施行規則第76条1項に規定されている岐阜市長が右ノロウイルスに関し厚生労働大臣に提出した食中毒事件調査結果詳報

2 この請求に対し、実施機関は、平成20年6月27日に次のとおり決定した。

- (1) 岐阜市保地第184-3号公文書公開請求決定通知書により、
②に相当する文書として異議申立書及び決定に不服がある場合の手続を公開すると決定
- (2) 岐阜市保地第184-4号公文書公開請求決定通知書により、

③及び④に相当する文書について、個人の氏名を公開しないとの一部非公開決定

(3) 岐阜市保地第184-5号公文書公開請求決定通知書により、

①及び⑤から⑩までに相当する文書については、組織上作成していないとして公開しないと決定

3 異議申立人は、2(1)の公開決定、2(2)の一部公開決定及び2(3)の非公開決定に対し、平成20年7月16日に1通の異議申立書をもって、異議申立てを行っている。

4 この答申の対象としている異議申立ては、2(1)の公開決定に対してなされた異議申立てである。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成20年6月27日付け岐阜市保地第184-3号で実施機関が行った公文書の公開処分は、取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書及び意見書によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人が開示請求書を出したのは、岐阜市長に対してであるのに岐阜市保健所が諾否の決定をすることは、法的根拠がない。岐阜市長が回答すべきものを岐阜市保健所が回答している。

(2) 不服申立ては、条例や法令で制定されたものである以上、ホームページ上でのみと限定することは許されない。

(3) 不服申立ては、条例や法令で制定されたものであり、不服申立ての方法をホームページ上で部分的にのみ紹介している部分のみしか開示をしないことは、条例の開示を拒んでいることになる。

(4) 条例は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「公開条例」という。）第6条で非公開とできるものではない。

(5) 不服申立てに関する担当部課が保健所であると主張しているが、無茶苦茶である。不服申立て等の条例を管轄しているのは、保健所ではなく、岐阜市役所である。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の3第1項において「普通地方公共団体の長の所轄の下にそれぞれの明確な範囲での所掌事務と権限を有する機関によって系統的にこれを構成しなければならない。」とされており、保健所は不服申立ての手続（条例等）に関し管理管轄が違うことは明らかである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

- 1 異議申立人は、公開請求書で公開条例等に対する異議申立て等の実施方法が記された文書を求めているところ、岐阜市ではホームページ上でのみ公文書公開請求の手続において不服がある場合の手続を示している。このため、当該ホームページ記載部分と現に使用している異議申立書のひな形を請求に係る公文書として特定し、公開を実施した。
- 2 異議申立人は、公開請求書は岐阜市長あてに送付したものであり、岐阜市保健所に諾否の決定を任せるのであれば、その法的根拠を示すべきであるとして主張するが、公開請求に対する決定は、実施機関である岐阜市長が決定しているものであり、その担当課が岐阜市保健所地域保健課であるにすぎない。

第5 当審査会の判断

1 本件公文書の性質

「不服がある場合の手続」は実施機関がホームページで公開しているものであり、「異議申立書」は異議申立てをしようとする人に実施機関が渡しているものであることから、実施機関の職員が組織的に用いているものとして当該実施機関が保有するものといえるのであり、これらは公開条例第2条第1号の公文書に該当する。

2 本件処分の妥当性

異議申立人は、不服申立ては法令や条例に基づくものであるものでホームページ上で部分的に記載しているもののみ限定することは許されない旨と、岐阜市長が決定すべきであるのに岐阜市保健所が決定していることには法的根拠がない旨述べている。

しかし、異議申立人が公開を求めた公開条例等に対する不服申立等の実施方法が記された文書を、実施機関が異議申立書とホームページ上で公開している決定に不服がある場合の手続として公開を決定したことは、異議申立人の知りたい内容に対応した文書を公開していると認められる。

なお、開示請求書の記載からは以上のように判断されるが、法令や条例は、公文書としてその公開を請求されれば、非公開とする理由のないものであることは言うまでもない。

次に、公文書公開請求決定通知書は岐阜市長名で出されていることから、公開請求に対する決定は、実施機関である岐阜市長が行っていることが認められる。

岐阜市保健所は、地方自治法第156条第1項及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づき、岐阜市長の権限に属する地域保健法第6条各号及び第7条各号に掲げる事務を分掌させるため、岐阜市長が設けたものである。

さらに、岐阜市では、公文書公開請求に対する決定や、その決定

に対する不服申立てに係る事務は、公文書を保管する部課が取り扱っていると認められる。

3 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第6 審査会の審査経緯等

平成20年	6月13日	公文書公開請求
	6月27日	実施機関の公開決定
	7月16日	異議申立て
平成21年	4月7日	諮問
	8月3日	実施機関に陳述書の提出依頼
	8月5日	陳述書提出
	8月7日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	8月12日	異議申立人に陳述書の写しを送付
	8月27日	異議申立人から意見書提出
	9月4日	審査会開催
	11月18日	審査会開催
	12月2日	答申